

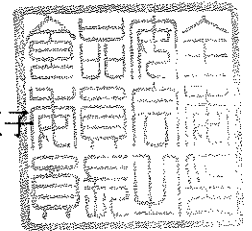


府食第428号
平成23年5月26日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年5月24日付け23消安第1266号により貴省から当委員会に対して照会
された事項について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定
に基づき、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、家畜伝染病予防及び食鳥処理に係る施策を国際的な標準と整合
させるために行う改正であって、改正の対象となる家畜の疾病の性質並びに現在の我が国
の家畜防疫体制及び衛生対策を踏まえると、現状において、当該家畜の疾病に係る家畜由
来の食品を経由したヒトの健康への悪影響がある事例は知られておらず、ヒトへの感染の
可能性はないと考えられる。したがって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価
を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第2条第
1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の
表を改正し、

- ① 伝染性疾病に「小反芻獣疫」を、その対象家畜に「鹿」をそれぞれ加える
- ② 伝染性疾病のうち「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病（病原性が高いもの
として農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）」に改正する
- ③ 伝染性疾病に「低病原性鳥インフルエンザ」を、その対象家畜に「きじ、だちょう、
ほろほろ鳥、七面鳥」をそれぞれ加える

場合

2 家伝法第4条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省
令第35号）第2条の表を改正し、

- ① 伝染性疾病のうち「小反芻獣疫」を削除する
- ② 伝染性疾病に「低病原性ニューカッスル病」を、その対象家畜に「鶏、あひる、う
ずら、七面鳥」をそれぞれ加える

場合